改正社会福祉法の概要

Seiwa Newsletter Jan. 2017 (Vol.19)

清和監査法人 パートナー 平澤 優 マネージャー 成田 将吾

I. はじめに

平成28年3月31日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」)が成立し、平成29年4月1日に開始する会計年度より一定規模を超える社会福祉法人に対して公認会計士監査が導入される等、社会福祉法人の運営に重要な影響を与える改正が行われています。

今回の Seiwa Newsletter では、特に重要な(1)経営組織の在り方の見直し、(2)内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、(3)公認会計士監査の導入について取り上げます。

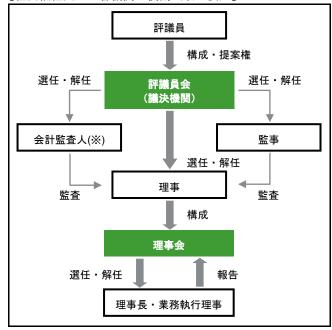
Ⅱ. 改正後の社会福祉法に基づく主な変更点

(1) 経営組織の在り方の見直し

改正法に基づいた社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならず、また、一定規模以上の法人については会計監査人の設置が義務付けられています(後述 II. (3) 参照)。

改正法が社会福祉法人に与える一番の影響は、評議員会の 権限の強化であるといえます。改正前は、評議員会の設置は 任意とされており、また「諮問機関」としての位置付けに過 ぎなかったことから、理事及び理事長に対する牽制が十分に

【社会福祉法人の各機関の役割(改正後)】



(※) 会計監査人は一定規模以上の法人のみ設置義務あり

機能しないという課題がありました。さらに、理事の選任方法についても、従来は理事総数の 2/3 以上の同意を得て理事長が委嘱することとされていたため、法人の業務執行の決定機関が執行機関の人選を行うことになり、恣意的な法人運営を招くおそれがある点も指摘されていました。

改正法では、社会福祉法人の高い公益性に照らし、評議員がその法人の役員又は職員を兼ねることを禁止し、評議員会の設置を義務付け、かつ「議決機関」として理事・監事・会計監査人の選任・解任等の重要事項等の決議を行うこととされました。また、理事・監事の義務や責任についても法律上明確にされた点で、社会福祉法人制度の大きな改革であるといえます。

【各機関の主な変更点】

機関	主な変更点
理事 理事長 理事会	・理事会を業務執行に関する意思決定機関として
	位置付け、 <u>理事・理事長に対する牽制機能</u> を働
	かせる
	・理事等の義務と責任を法律上規定
	評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と
	事後的な監督を行う機関として位置付け、 <u>必置の</u>
評議員	議決機関とする
評議員会	(決議事項)
計議貝云	・定款変更
	・理事・監事・会計監査人の選任、解任
	・理事・監事の報酬の決定 等
監事	監事の権限、義務(<u>理事会への出席義務</u> 、報告義
	務等)、責任を法律上規定
会計監査人	一定規模以上の法人への会計監査人による監査の
	<u>義務付け</u>

なお、評議員の数は理事(最低6人)の員数を超える必要があるため、少なくとも7人以上選任する必要があります。ただし、小規模法人への影響を勘案し、平成27年度決算の事業活動計算書における「サービス活動収益」が4億円を超えない社会福祉法人については、改正から3年間は評議員の定数を4人以上とする経過措置が定められています。

(2) 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で設立を認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、所轄庁による指導監督といった強い公的規制を受けています。こうした法人の公益性等を考慮して、いわゆ

RSM RSM Selwa 清和監査法人

る内部留保の実態を明らかにし、国民に対する説明責任を果たす必要があることから、改正法では、各社会福祉法人に対して「社会福祉充実残額」の算出とともに、これが生じた場合には「社会福祉充実計画」を策定し、所轄庁の承認を受けることを求めています。

社会福祉充実残額は、社会福祉法人での「再投下可能な財産」を意味しており、これが生じている社会福祉法人は、地域における公益的な取組みを含む福祉サービスに計画的に当該財産を投下することを目的として、社会福祉充実計画の策定が求められることとなりました。

【社会福祉充実残額のイメージ図】

(A) = 資産-負債-基本金-国庫補助等特別積立金 I

(B) 事業継続に

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 (考え方)土地、建物、設備

継続に必要な財

② 再生産に必要な財産 (考え方) 建替・大規模修繕、設備等の更新

③ 必要な運転資金

(考え方) 事業未収金、緊急の支払や当面の出入金 のタイムラグ

Ш

(A) - (B) = 社会福祉充実残額(再投下可能な財産)

当該計画の策定に当たっては、社会福祉事業等に要する事業費及び社会福祉充実残額について、算定過程を中心に、財務に関する専門的な知識経験を有する公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人に意見を聴くとともに、地域公益事業を行う場合には、当該事業の内容及び事業区域における需要について、住民その他の関係者の意見を聴き、これらの意見を聴取したことを証する書類を添付して、社会福祉充実計画の承認申請を行うこととなります。

厚生労働省が社会福祉充実計画の記載イメージを公表して います。下記のリンクを参照ください。

厚生労働省:「社会福祉充実計画」について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000140714.pdf

(3) 公認会計士監査の導入

冒頭のとおり、平成 29 年 4 月以降に開始される会計年度 から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査(会計 監査人の設置義務)が導入されます。平成 29 年度において会 計監査人を設置しなければならない社会福祉法人の規模は、 収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人 とされていますが、今後、監査対象法人を段階的に拡大する ことが想定されています。

【監査対象法人の規模】

	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 33 年度		
	平成 30 年度	平成 32 年度	以降		
	収益 30 億円を超え	収益 20 億円を超え	収益 10 億円を超え		
	る法人又は負債 60	る法人又は負債 40	る法人又は負債 20		
	億円を超える法人	億円を超える法人	億円を超える法人		

(※) 段階施行の具体的な時期及び基準は、平成 29 年度以降の会計 監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが検討される

各社会福祉法人においては、すでに都道府県等による法人 指導監査が実施されていますが、この法人指導監査は、主と して各社会福祉法人から提出されるチェックリスト等を活用 する方法により行われています。一方、会計監査人による監 査は、会計監査人が各社会福祉法人へ出向き、帳簿や証憑等 を確認し、決算書が適正か否かを検証するものであり、その 性質は全く異なります。また、監査の対象となる決算書のう ち、貸借対照表については、会計監査の導入年度における期 首残高、すなわち導入年度の前年度末における残高も対象に 含まれます。

今後、監査対象法人の段階的な拡大がどのように推移していくかにもよりますが、会計監査の受入体制の整備には相応の準備期間が必要になります。大まかな目安として、監査対象年度の前年度に会計監査人候補者を選定し、当該候補者による予備調査が行われ、調査で発見された問題点を改善した後、監査対象年度の5月から7月辺りに開催する評議員会で会計監査人を選任し、監査契約を締結します。候補者の選定が済んでいない法人はお早めに検討ください。

III. おわりに

社会福祉法人の運営の状況について、公益財団法人等と同等以上の事業運営の透明性を確保するため、情報の公開についても改正内容に含まれています。各社会福祉法人においては、従来よりも積極的に情報を公表し、その運営を社会的監視の下に置くことにより適正な法人運営を担保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことが期待されています。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール: research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト: http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/